

## 「保健師に係る研修のあり方等に関する検討会」開催要綱

### 1. 趣旨

地域における保健師の保健活動は、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）及び同法第 4 条第 1 項の規定に基づき策定された、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成 6 年厚生省告示第 374 号。以下「地域指針」という。）により実施されてきたところであり、保健師は地域保健対策の主要な担い手として重要な役割を果たしてきた。

近年、地域保健を取り巻く状況が大きく変化してきたことから、地域指針が大幅に改正されるとともに（平成 24 年厚生労働省告示第 464 号）、地域における保健師の保健活動の留意事項等を示した「地域における保健師の保健活動について」についても大幅に内容が見直され、発出されたところである（平成 25 年 4 月 19 日付け健発 0419 第 1 号）。

この中では、地方公共団体に所属する保健師について、保健、医療、福祉、介護等に関する専門的な知識に加え、連携・調整に係る能力、行政運営や評価に関する能力を養成すべく、研修等により人材育成を図っていくべきことが示されている。また、国や地方公共団体等が実施している保健師の人材育成に係る研修については、その内容や実施方法等について課題が指摘されているところである。

本検討会では、このような課題を解決するため、今後の保健師に係る研修のあり方等について検討することとする。

### 2. 検討事項

- （１）地方公共団体に所属する保健師の人材育成のあり方について
- （２）各期（新任期、中堅期、管理期等）の研修のあり方について
- （３）各期（新任期、中堅期、管理期等）の研修体系の構築における関係機関の役割について

### 3. その他

- （１）本検討会は健康局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- （２）本検討会には、構成員の互選により座長を置き、検討会を統括する。
- （３）本検討会には、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- （４）本検討会は、原則として公開とする。
- （５）本検討会の庶務は、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課保健指導室が行う。
- （６）この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が健康局長と協議の上、定める。

「保健師に係る研修のあり方等に関する検討会」  
構成員名簿

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 清田 啓子 | 北九州市保健福祉局地域支援部 地域包括ケア推進担当課長 |
| 佐藤 アキ | 熊本県山鹿市福祉部長寿支援課 課長           |
| 座間 康  | 富士フイルム株式会社人事部 統括マネージャー      |
| 曾根 智史 | 国立保健医療科学院 企画調整主幹            |
| 高橋 郁美 | 全国保健所長会 総務常務理事              |
| 田中 美幸 | 宮崎県延岡保健所健康づくり課 課長           |
| 中板 育美 | 公益社団法人日本看護協会 常任理事           |
| 永江 尚美 | 公立大学法人島根県立大学看護学部看護学科 准教授    |
| 藤原 啓子 | 全国保健師長会 常任理事                |
| 村嶋 幸代 | 全国保健師教育機関協議会 会長             |

(五十音順・敬称略)